必要書類及び手数料一覧

届出内容		手数料	届出様式	✔	添付書類	提出期限
新規登録		53,800円	計量証明事業登録申請書〔様式第60〕		①履歴事項全部証明書（個人の場合は、住民票）：写し可 ②計量証明事業概要〔都様式〕 ③計量証明用設備一覧表（器物番号まで特定） ④特定計量器のＪＱＡ発行の検定済証（又は指定製造事業者発行の基準適合検査済証）の写し （ｐＨ検出器については器物番号及び検定証印が確認できる写真） ⑤特定計量器の取扱説明書の写し(東京都計量検定所から特に指示がない場合は添付不要) ⑥計量士登録証の写し《注１》 ⑦計量士が対象物質の濃度に関する実務に一年以上従事していることを示す書類（特定濃度区分のみ） ⑧計量士の雇用関係を証明するもの《注２》 （社員証の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等） ⑨特定施設設置届出書の写し（都下水道局又は市町村の受付印があるもの）及び受理書の写し （濃度・特定濃度区分のみ） ⑩産業廃棄物処理委託契約書の写し（濃度・特定濃度区分のみ） ⑪計量証明用設備の設置（保管）場所及び分析室の平面図 ⑫事業所までの案内図 ⑬認定証の写し（特定濃度区分のみ） ⑭計量証明対象物質の計量方法及び機器又は装置の一覧表（濃度区分のみ）	随時
変更（有料）	氏名又は名称、住所 《注３》《注４》	1,750円	登録申請書記載事項変更届〔様式第61〕		①履歴事項全部証明書（個人の場合は、住民票）：写し可 ②計量証明事業登録証：原本 ③計量証明書の様式【事業規程の別紙にあるもの】	変更後遅滞なく（概ね1ヶ月以内）
	事業所の所在地 《注３》				①計量証明事業登録証：原本 ②計量証明事業概要〔都様式〕 ③計量証明書の様式【事業規程の別紙にあるもの】 ④特定施設設置届出書の写し（都下水道局又は市町村の受付印があるもの）及び受理書の写し （濃度・特定濃度区分のみ） ⑤計量証明用設備の設置（保管）場所及び分析室の平面図 ⑥事業所までの案内図	
	譲渡による氏名又は名称、住所、事業所の所在地の変更 《注４》				①事業譲渡証明書〔様式第56〕 ②履歴事項全部証明書（譲受者が法人の場合）：原本 ③住民票（譲受者が個人の場合）：写し可 ④計量証明事業登録証：原本	
	相続による氏名又は名称、住所、事業所の所在地の変更 《注４》				①事業承継同意証明書〔様式第57〕：原本 ※相続人が２人以上の相続人全員の同意により選定された場合 ②相続証明書〔様式第58〕：原本 ※相続人が①の相続人以外の場合 ③戸籍謄本：原本 ④住民票：写し可 ⑤計量証明事業登録証：原本	
	合併による氏名又は名称、住所、事業所の所在地の変更 《注４》				①履歴事項全部証明書：原本 ②計量証明事業登録証：原本	
	分割による氏名又は名称又は住所、事業所の所在地の変更 《注４》				①事業承継証明書〔様式第58の2〕 ②履歴事項全部証明書：原本 ③計量証明事業登録証：原本	
	事業の区分の変更 （濃度、特定濃度区分中の括弧書き部分の変更に限る） 《注４》				①計量証明事業登録証：原本 ②計量証明事業概要〔都様式〕 ③計量証明用設備一覧表（器物番号まで特定） ④計量証明用設備の設置（保管）場所及び分析室の平面図 ⑤認定証の写し（特定濃度区分のみ）	
変更（無料）	計量証明用設備	無料	登録申請書記載事項変更届〔様式第61〕		①計量証明用設備一覧表【事業規程の別紙一覧表、必要な場合は新旧対照表】 ②特定計量器の場合は、JQA発行の検定済証（又は指定製造事業者発行の基準適合検査済証）の写し （ｐＨ検出器については器物番号及び検定証印が確認できる写真） ③特定計量器の取扱説明書の写し（東京都計量検定所から特に指示がない場合は添付不要） ※騒音計のマイクロホン、振動レベル計の振動ピックアップを交換した場合も届出が必要です。	変更後遅滞なく（概ね1ヶ月以内）
	代　表　者				①履歴事項全部証明書：写し可 ②委任状（委任状を提出している事業者のみ）	
	計量管理者（環境計量士等） 《注４》				①計量士登録証の写し《注１》 ②計量士が対象物質の濃度に関する実務に一年以上従事していることを示す書類（特定濃度のみ） ③計量士の雇用関係を証明するもの《注２》 （社員証の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等） ④事業規程の別紙（事業規程の別紙に計量管理者名を記載している場合）	
計量証明事業登録証の再交付		1,750円	登録証再交付申請書〔様式第62〕		①計量証明事業登録証：原本（紛失した場合は、計量証明事業登録証紛失届〔都様式〕）	随時
事　業　廃　止《注４》		無料	事業廃止届〔様式第59〕		①計量証明事業登録証：原本（紛失した場合は、計量証明事業登録証紛失届〔都様式〕） ②計量証明事業者報告書〔様式第90〕	廃止後遅滞なく
事業規程	新　規　届　出	無料	事業規程届出書〔様式第61の2〕		①事業規程	登録後遅滞なく（概ね１ヶ月以内）
	変　　更《注４》	無料	事業規程変更届出書〔様式第61の3〕		①改訂した事業規程 ※事業規程で変更がよくある項目は別紙で扱うことができます。別紙扱いにしている箇所だけが変更になる場合、事業規程変更届出書〔様式第61の3〕の提出は必要ありません。ただし、差し替え用に該当する箇所の別紙を提出してください。 なお、計量管理者の氏名を変更した場合や計量証明用設備を変更した場合（設備の更新等）は、登録申請書記載事項変更届〔様式第61〕と差し替え用に該当する箇所の別紙を提出してください。 《事業規程の別紙で扱うことが多い項目》 ・組織（責任者（統括責任者）を含む） ・品質管理者の氏名(特定濃度区分のみ) ・計量管理者の氏名及び登録番号 ・計量証明用設備一覧表 ・計量証明書の様式 ※事業規程細則のみを変更した場合は、事業規程変更届出書〔様式第61の3〕の提出は必要ありませんが、変更した箇所が記載されているページを提出してください（担当宛てに電子メールで提出も可）。	変更後遅滞なく（概ね1ヶ月以内）
登録簿	閲　　覧	370	登録簿謄本閲覧請求書〔様式第63〕	☒	・　様式第63の1～5に掲げる事項は請求の内容に従い記載して下さい。 ただし、不明の場合はこの限りではありません。	随時
	謄　本　交　付	760	登録簿謄本交付請求書〔様式第63〕	☒		
年間事業報告（年度報告）		無料	計量証明事業者報告書〔様式第90〕	☒	※　４月に始まる毎年度につき作成し、報告してください。	年度終了後30日以内
登　録　証　明（奥書証明）		400円	登録証明願	☒	※　必要枚数プラス１枚を提出してください。（１枚は当所の控えになります。） ※　記載内容は省略せず、登録証のとおり記載してください。	随時
計量証明検査合格証明（奥書証明）		400円	計量証明検査合格証明願	☒	※　必要枚数プラス１枚を提出してください。（１枚は当所の控えになります。） ※　検査日については、担当に電話等でお問い合わせください。	検査合格後1ヶ月以内

《注１》　計量士の代わりに、経済産業省令で定める知識経験を有する者を配置する場合には、環境計量士国家試験合格証書と環境計量講習受講申請書を添付してください。
《注２》　計量士について、常勤による雇用が難しい場合は、週３日以上の出勤が確認できるもの、登録事業者との雇用を証明するもの（写し可）、計量管理者の本人確認ができるもの、計量管理者の住所が事業所所在地から著しく離れている場合は計量管理者の通勤状況を確認できるもの、の提示が必要です。
《注３》　住居表示による住所又は事業所所在地の変更の場合は、手数料は不要です。ただし、住居表示による変更であることがわかるものを添付してください。
《注４》　事業所の氏名・名称の変更、事業区分の変更、計量管理者（計量士）の変更で計量管理者の氏名が事業規程本文に含まれる場合は、登録申請書記載事項変更届と事業規程変更届出書の両方を提出してください。また、複数の事業区分を登録しており、その一部の事業区分を廃止する場合は、事業廃止届と事業規程変更届出書（必要に応じて登録申請書記載事項変更届も）を提出してください。
《その他》無料の手続において、同時に複数の区分の記載事項が変更になる場合、変更届を１枚にまとめたものも受け付けています。